

消費者団体のネットワークの広がり

1月に運営規則を改正し、PL法制定運動などを共に取り組んできた中央団体や地方消費者団体に全国消団連への参加を呼びかけ、5月、第1回の全体会議には全国的な22の消費者組織と16の地方消費者組織が参加することとなり、組織と運営の改革を実現しました。

このとき確認した「全国消団連の組織と運営のあり方について」では、「多様性に満ちた全国の消費者・消費者運動の「活動と情報のセンター」としての社会的役割の発揮にも結びつくような、組織と運営のあり方が求められている。各団体が固有に掲げている、消費者運動課題を協同、連帯によって促進することや、『全国消団連』が消費者と消費者運動のネットワーク組織としての役割を一層発揮できるような、組織の整備をめざすことが必要である。多様な活動を一層促進するとともに、全国的な共同行動の発展にむけ、組織運営の改善をはかり、『消費者の権利の確立とともに暮らしの向上』にむけ主張をつくりあげること、消費者要求を機敏に反映する見解表明をすること、多くの構成団体が参加できる多様な形態をつくりあげることが求められている。」と全国消団連の役割を述べています。

また、市民団体によるNPO法制定運動との連携で、98年にはNPO法の制定を実現しました。市民が制度を積極的に活用し、活動を一層ゆたかにできる制度の整備も進んできました。

全国消団連のあゆみ

- 1月 幹事会で「全国消団連運営規則」を改定
- 5月 新運営規則による第1回全体会議とレセプションを開催
- 6月 欠陥住宅・欠陥商品110番
- 7月 情報公開法国会議員シンポジウム(情報公開法市民ネットワーク主催)
- 8月 第2回全体会議でCI正会員資格取得を確認
- 9月 情報公開法の制定をもとめて国会議員との意見交換会(情報公開法の制定を求める市民ネットワーク主催)
- 10月 中央省庁再編で政府へ意見書提出
- 11月 CI世界大会に代表を派遣
第36回全国消費者大会
「食糧・農業・農村基本法」意見交換会

社会の動き

- 2月 ツーショットダイヤル架空請求への相談増加
- 4月 消費税3%から5%に引き上げ
日産生命経営破たん
- 6月 環境アセスメント法公布
- 11月 山一証券、北海道拓殖銀行の経営破綻
- 12月 温暖化防止京都会議COP3(京都議定書採択)
介護保険法公布
銀行窓口販売開始

NPO法成立～提案型の市民活動へ～

1998年、特定非営利活動促進法(NPO法)が成立した。その直接の契機が1995年の阪神淡路大震災時のボランティアの活躍であったことはいうまでもない。しかし、すでに1980年代後半から、日本の市民活動は「抵抗型」から「提案型」に様相を変えつつあった。どちらかといえば、行政や企業に対し被害者の立場から抵抗し物申す市民運動から、具体的な解決策や新たな選択肢を提案する市民活動への変化である。この変化を受けて、社会提案型の市民活動の基盤整備として、日本における新たな法制度の必要性が広く議論されていたのである。

しかし消費者保護に関しては、最初のNPO法では特定非営利活動の種類に含まれていなかった(消費者保護が追加されたのは2002年改正時)。一方NPO法成立前後から、環境や医療、金融、オンライン取引など新たな消費者問題において活動を行う市民団体が徐々に増加し始めた。これらの団体はいわゆる「消費者団体」ではなかったが、特定分野の専門的な知識やデータをバックに、消費者に対し情報提供を行い、企業に対して提案活動を展開するようになった。消費者運動も新たな担い手による新たな局面に突入していったといえよう。



特定非営利活動法人
パブリックリソースセンター
事務局長 岸本幸子

COLUMN

用語解説

NPO法

NPO法(特定非営利活動促進法)とは、民間の営利を目的とせず、何らかの社会目的のために活動している団体に「法人格」をとれるようにした法律です。法人税法上の収益事業以外の収入(会費や寄付金など)は非課税であり、基本財産は不要などの特徴があります。法人格を持たない任意団体では、銀行口座の開設や、事務所の賃貸契約、土地の登記など契約を団体名義ではできません。法人化をすることで、団体自身の名義において権利義務の関係を処理できるようになります。ただ、法人の解散時には残余財産が個人などの寄付者には戻ってきません。

